

流山市建設工事総合評価一般競争入札(特別簡易型)落札者決定基準

評価項目	評価基準	加算点																								
【企業の施工能力】①																										
官公庁等発注の工事請負回数※(注1、注2)	過去5年間の工事回数(共同企業体は除く。)5回以上(5点)、4回(4点)、3回(3点)、2回(2点)、1回(1点) *上記請負のうち、千葉県発注の工事が存在する場合には、その回数に関わらず、上記の点数に加算する(1点)	/6																								
本市の工事成績(過去2年度)※(注3)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">工事評価点</th> <th style="width: 16.6%;">加算点</th> <th style="width: 16.6%;">工事評価点</th> <th style="width: 16.6%;">加算点</th> <th style="width: 16.6%;">工事評価点</th> <th style="width: 16.6%;">加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">80点以上</td> <td style="text-align: center;">9点</td> <td style="text-align: center;">79,78点</td> <td style="text-align: center;">8点</td> <td style="text-align: center;">77,76点</td> <td style="text-align: center;">7点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75,74点</td> <td style="text-align: center;">6点</td> <td style="text-align: center;">73,72点</td> <td style="text-align: center;">5点</td> <td style="text-align: center;">71,70点</td> <td style="text-align: center;">4点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">69,68点</td> <td style="text-align: center;">3点</td> <td style="text-align: center;">67点</td> <td style="text-align: center;">2点</td> <td style="text-align: center;">66点</td> <td style="text-align: center;">1点</td> </tr> </tbody> </table>	工事評価点	加算点	工事評価点	加算点	工事評価点	加算点	80点以上	9点	79,78点	8点	77,76点	7点	75,74点	6点	73,72点	5点	71,70点	4点	69,68点	3点	67点	2点	66点	1点	/9
	工事評価点	加算点	工事評価点	加算点	工事評価点	加算点																				
	80点以上	9点	79,78点	8点	77,76点	7点																				
	75,74点	6点	73,72点	5点	71,70点	4点																				
69,68点	3点	67点	2点	66点	1点																					
優良建設工事の表彰※(注4)	過去3年度に流山市優良建設工事表彰の受賞実績を有する者 (公告日の属する年度を除く過去3か年度の当該業種の実績)※共同企業体(各企業)は除く	/1																								
技術者の配置 <small>※共同企業体で優秀工事技術者表彰を受賞した技術者も対象とする</small>	優良工事表彰対象の技術者※(注5)	過去3年度に流山市優良建設工事表彰の受賞した工事の技術者を当該工事に配置	/1																							
	若手技術者の配置※(注6)	当該工事の配置技術者に若手技術者(40歳未満)配置	/1																							
	配置技術者の保有資格※(注7)	1級技術者(施工管理技士、建築士等)(3点) 2級技術者(施工管理技士、建築士等)(1点)	/3																							
指名停止※(注8)	市長から指名停止を受けた場合に適用(△5点) ・事故等に基づく指名停止(△1点から△3点) ・贈賄及び不正行為等に基づく指名停止(△4点から△5点)	/△5																								
【地理的条件、地域貢献】②																										
営業拠点の所在地の有無	資格審査申請日現在、流山市内に本店又は支店等の営業所あり(1点)	/1																								
災害協定等による活動実績※(注9)	流山市からの要請により、工事公告日から過去2年間に災害対応への出動実績あり(1点)／流山市との災害協定あり(1点)	/2																								
ボランティア活動実績※(注10)	地域美化活動等のボランティア実績があり(1点)	/1																								
女性従業員の雇用※(注11、12)	女性従業員を雇用している(1点)	/1																								
高齢者従業員の雇用※(注13、14)	高齢者従業員を雇用している(1点)	/1																								
【その他】③																										
建設業労働災害防止協会の加入	資格審査申請日現在、建設業労働災害防止協会の加入あり(1点)	/1																								
流山商工会議所への加入	資格審査申請日現在、流山商工会議所への加入あり(1点)	/1																								
CCUSの登録※(注15)	建設キャリアアップシステムへ事業者登録を行い、事業者IDの取得あり(1点)	/1																								
加算点計④=①+②+③		/30																								
【入札金額による価格点】※(注16)	価格点⑤=(70点×最低入札金額/入札金額)※価格点は、小数点以下第2位四捨五入とする。調査基準価格を下回る価格での入札(△2点)	/70																								
評価点=(加算点計④)+(価格点⑤)		/100																								

- 注1 官公庁等とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人をいう。
請負工事は、入札参加資格に必要な要件を満たしている同工種の完成実績を対象とする。（共同企業体の実績は除く。）
- 注2 過去5年間とは、工事公告日から起算して過去5年間とする。（共同企業体の実績は除く。）
- 注3 過去2年度とは、資格審査申請日の属する年度を除く、直近の過去2年度をいう。（共同企業体の実績は除く。）また、工事成績評価点の平均点は、小数点以下第1位四捨五入とする。工事評価点が65点以下である場合、または対象となる工事が無い場合には、加算点を0とする。
- 注4 過去3年度とは、公告日の属する年度を除く、過去3年度の当該業種の実績をいう。（共同企業体の受賞は除く。）
- 注5 過去3年度とは、公告日の属する年度を除く、過去3年度の実績で、優良表彰受賞時の技術者を配置することができる者をいう。（※共同企業体で優秀工事技術者表彰を受賞した技術者も対象とする。）
なお、監理技術者補佐を配置した場合にあっては、特例監理技術者を評価対象とする。
- 注6 若手技術者（40歳未満）とは、公告日時点における年齢が40歳未満の技術者であるもの。なお、監理技術者補佐を配置した場合にあっては、特例監理技術者を評価対象とする。
- 注7 この工事の申請業種である工種に配置できる、恒常的な雇用関係にある技術者の保有資格により判断する。なお、監理技術者補佐を配置した場合にあっては、特例監理技術者を評価対象とする。
また、落札決定（受注者）となった場合は、申請時に保有する技術者を必ず配置すること。
ただし、保有する資格が申請時より上級の資格を有する技術者の場合は、可とする。
- 注8 市長から指名停止を受けた場合に指名停止の日から1年間適用する。流山市入札契約審査会で決定した次の指名停止期間に準じて加算点を減算する。
・事故等に基づく指名停止期間（2箇月以内△1点、2箇月超から3箇月以内△2点、3箇月超△3点）
・贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間（9箇月以内△4点、9箇月超△5点）
- 注9 工事公告日において、地震、風水害、雪害その他の災害応急対策に関する業務協定書等に基づく活動を対象とする。また、過去2年間とは、工事公告日から起算して過去2年間とする。
なお、流山市からの要請による活動については、災害協定等の有無は問わない。
- 注10 ボランティア活動とは、自発的に誰もが暮らしやすい豊かな社会を目指して、金銭的な利益を第一に求めることなく社会の課題解決に事業所として取組む活動をいう。具体的には地域の清掃活動、災害ボランティア、スポーツ大会の警備、学校等の施設点検清掃等を対象とする。なお、ボランティア活動実績の期間は、工事公告日から起算して過去2年間とする。
- 注11 入札参加申請事業所代表者の1親等以内の血族及び1親等以内の姻族を除き、資格審査申請日において3箇月以上の雇用期間を有し、かつ市内在住の女性職員（正社員、パート社員、アルバイト社員、契約社員、嘱託社員）を雇用していること。ただし、社会保険加入者等に限る。
- 注12 高年齢者従業員の雇用において申請した者と同一人でないことを要する。
- 注13 入札参加申請事業所代表者の1親等以内の血族及び1親等以内の姻族を除き、資格審査申請日において3箇月以上の雇用期間を有し、かつ市内在住の65歳以上の職員（正社員、パート社員、アルバイト社員、契約社員、嘱託社員）を雇用していること。ただし、社会保険加入者等に限る。
- 注14 女性従業員の雇用において申請した者と同一人でないことを要する。
- 注15 CCUSとは建設キャリアアップシステムのことをいう。
- 注16 入札金額が調査基準価格を下回る価格であった場合は、流山市低入札価格調査実施要領により調査を実施する。
なお、調査基準価格を下回る価格で入札した場合は△2点とする。